

若月法律事務所・Wedding & Partner 税理士法人 合同セミナー開催のお知らせ

このたび、若月法律事務所と Wedding & Partner 税理士法人の共催により、
法務および税務に関する合同セミナーを開催する運びとなりました。
つきましては、ぜひご参加いただけますと幸いです。

セミナーのテーマの特性上、今回は管理職の方を対象とさせていただきます。

法務セミナー	税務セミナー
労務管理 & 労働許可・滞在許可手続	国際税務の基礎講座 & 税務最新トピックス・デジタル人事ファイル

開催概要

日 程	2026 年 7 月 17 日（金）14:00～
参加費	無料
会 場	Wedding & Partner 税理士法人事務所 Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main
申込方法	Wedding & Partner ジャパンデスクまでご連絡ください。 JapanDesk@wedding-partner.de
申込締切	7 月 8 日（水）

懇親会のご案内

セミナー終了後には、ネットワーキングを兼ねて懇親会を予定しております。
軽食もご用意しておりますので、この機会に是非ご参加ください。

皆様のご来場を心よりお待ちしております。



WEDDING
& PARTNER

NEWSLETTER
MAY/JUNE 2026

1. 事業税還付加算金の事業収益としての課税

所得税、法人税または売上税の税額決定において追徴が生じた場合、通常、税務署はこれに対する利息を計算します。これは、税金の追徴額および還付額に対して利息を付す制度であり、原則として課税対象となる年の終了後 15 か月を経過した時点から、税額確定証明書が発行される日までの期間について計算されます。

利率は、1 か月につき 0.15% (年 1.8%) です。税額そのものと同様に、追徴に関わる利息についても、原則として税務上損金に算入することはできません。

一方、税額確定の結果として税金が還付され、その還付額に利息が付される場合には、この還付加算金は原則として資本所得として課税対象となります。

これに関連して、ドイツ連邦財務裁判所は、事業税の還付に伴い支払われる還付加算金については、税務上、事業収益として計上し、課税対象とすべきであるとの判断を示しました。

特に、事業税の追徴に関わる利息は損金算入が認められない一方で、事業税の還付加算金は課税対象となる点について、裁判所は、この取扱いが憲法上の平等原則に反するものではないと判断しています。

裁判所は、ある支出が税務上控除できないからといって、それに対応する収入まで課税対象外としなければならないという一般原則は存在しないと述べています。

2. 従業員の送別会におけるフリンジベネフィットの取扱い

従業員の送別会、入社式、就任・異動、または勤続等の節目となる記念行事を雇用主が開催する場合、参加者 1 人当たりの費用が 110 ユーロ (売上税込み) を超えると、その費用全額が当該従業員に対する給与所得として取り扱われ、賃金税の課税対象になると、これまで税務当局は判断してきました。

これに対し、従業員の節目となる誕生日を祝うレセプションについては、参加者 1 人当たりの費用が 110 ユーロを超えた場合でも、課税対象となるのは、主役となる従業員本人、その家族および私的な招待客に関わる費用に限られるとされています。

このように、送別会などについては、むしろ誕生日の祝賀会よりも業務との関連性が高いにもかかわらず、不利な取扱いとなっていることに対し、ニーダーザクセン州地方財政裁判所は異議を唱えました。

本件では、雇用主が退職する従業員の送別会の主催者として招待客を選定し、自社施設内でレセプションを開催しました。また、招待客約 300 名のうち、退職する従業員の私的な招待客は一桁程度にとどまっていた。

こうした事情から、裁判所は当該レセプションを業務上のイベントと判断し、本件では退職する従業員本人およびその私的な招待客に関わる費用のみを給与所得（フリンジベネフィット）の対象としました。なお、これらの費用については、雇用主が一律課税（Pauschalversteuerung）を適用しています。

さらに、連邦財務裁判所は本件について一歩踏み込み、当該送別会は雇用主が主催するイベントであるとして、雇用主が負担した費用は、退職する従業員本人および招待された家族に関わる部分も含め、従業員の給与所得には該当しないとの判断を示しました。

3. 贈与税:「一般的な贈答品」の判断基準

原則として、対価を伴わない個人間の財産の移転は贈与税の課税対象となります。家族間では、高額な贈り物や商品券、孫のための預金などが贈与されることも少なくありませんが、これらについても原則として贈与税が課されます。

一方で、法律上、「一般的な贈答品（übliche Gelegenheitsgeschenke）」に該当する贈与については、贈与税が非課税とされています。ただし、何ををもって「一般的」と判断するかについて、法律上の明確な基準は定められていません。

この点について、ラインラント・プファルツ州財政裁判所は、過去 10 年間の贈与により子や孫に対する贈与税の非課税枠をすでに使い切っている場合における、「一般的な贈答品」について判断を示しました。

裁判所は、「一般的」であるかどうかは、特定の社会階層や贈与者・受贈者の資産状況を基準に判断すべきではないとしています。仮に資産状況を基準とすると、資産家であれば高額な贈り物でも非課税となる一方、一般家庭では同じ贈り物が通常とは認められず課税対象となるなど、不合理な結果を招くためです。そのため、「一般的な贈答品」に該当するかどうかは、社会通念に照らして判断すべきであるとしています。

本件では、父親がイースターのお祝いとして息子に 2 万ユーロを贈与していました。しかし、息子に対する 40 万ユーロの贈与税非課税枠は、過去 10 年間の贈与によりすでに使い切られていました。

裁判所は、イースターに 2 万ユーロを贈与することは「一般的な贈答品」には該当しないと判断し、この 2 万ユーロについては贈与税の課税対象になると結論付けました。

4. 家庭用サービス・家庭内での技術的サービスへの減税

EUならびに欧州経済領域内における、一般家庭で発生した維持費用・リノベーション費用・リニューアル費用、および家庭に付属する土地の整備費用については税額控除が認められています(所得税法第 35a 条 2 項および 3 項)。具体的には以下の費用のうち 20%が減税対象となります。

サービス内容	年間限度額
<u>家庭用サービス (年間 20.000 ユーロまで)</u> 例) 住居の清掃、芝生や垣根など庭の手入れ、 ペットの世話、介護や育児手伝い(親族による場合も 対象とする)、介護施設費用	4.000 ユーロ
<u>技術的サービス (年間 6.000 ユーロまで)</u> 専門技術者による維持・リニューアルおよび拡張、庭造り、 暖房やキッチン用機具の修理および管理、煙突掃除	1.200 ユーロ

所得税法第 35a 条によれば、この減税は家庭内でのサービスに限定されています。この場合の「家庭」には物理的に距離が離れている場所(第 2 住居、週末や休暇用の住居など)も含まれており、隣接する公共の土地など、敷地の境界を越えた土地へのサービスも対象となります。つまり自身が所有する土地に隣接する歩道の清掃および雪かき費用なども控除の対象となりますが、これに対し公共の車道へのサービス費用や行政に支払う道路清掃費用は対象となりません。なお、ここでの「家庭内」とは必ずしも実際に居住していることを指すわけではありません。つまり別の住居へ引っ越し場合、引っ越しサービスにかかる費用や「新しい」住居に関わるサービス費用だけではなく、例えばこれまで利用していた住居のリノベーション費用なども考慮することが可能です。

この減税は住居の所有者および共同所有者だけでなく、入居者も対象となります。その際、家賃や共益費の一部としてこれらのサービス費用が支払われていることが前提条件となります。入居者ごとの費用負担割合は、年末に発行される年間サービス料の請求書や、貸主や管理人が発行する書面によって証明する必要があります。

減税対象とならないものには、新築住居の施工における技術的サービスなどがありますが、新築住居に関わる費用であっても、あとから屋根裏に新たなスペースをつくる場合や(利用・居住スペースの拡大)や、ガレージやサンルーム、テラス屋根などを後付けで設置する場合、あるいは新たに庭を造る、柵・小道を施工する場合などは、新築住居の施行における技術的サービスとは見なされず、減税対象になります(所得税法第 35a 条 3 項)。

減税の前提条件としてはとりわけ、請求書があること、内金払いなどを含む支払いが手渡しなどではなくサービス提供者の口座に直接支払われていることが挙げられます。

減税対象年度の判断については、原則として支払いを行った日付が基準となります。

5. 所得税確定申告における個人資本所得の取り扱いについて

個人資本所得については、25 パーセントの資本収益税と連帯税、場合によっては教会税が源泉課税されるため、基本的には所得税確定申告の際に申告を行う必要はありません。ただし、確定申告で申告を行わなければならないケース、また行った方が得になるケースが存在します。

確定申告の際に申告を行わなければならないケース:

- 源泉課税が行われない資本所得(例えば親族や株主への貸付金、税金の還付金に対する利息収入、海外の銀行からの利子収入等)を得ている場合
所得税確定申告でこのような資本所得を申告した場合、通常源泉課税の場合と同様に 25 パーセントの課税率となります。
- 非課税通知が発行されたなど、教会税を納める義務があるにも関わらず、資本所得から教会税が源泉徴収されていない場合
このような場合は教会税の課されていない資本所得のみ申告を行えばよく、教会税はその後、所得税が確定される過程であわせて算出されます。ただし、教会税を納めた場合の源泉税の減額については、全ての資本所得を申告しなければ行われません。

資本所得の申告を行った方が得になるケース:

- 企業に対する持ち株からの配当利益について、その 60 パーセントを所得税の税率で課税させる場合
いわゆる「部分所得手続き」と呼ばれる手法ですが、こちらの手続きを行う方が源泉課税よりも課税額が低く、また資本の一部を得るための資金調達に関連して発生した利息を所得関連経費として(部分的に)考慮することも可能となります。
ただしこの手続きを行うためには、持株比率が 25 パーセント以上であること、もしくは企業全体の活動に対して最低 1 パーセント以上の重要な業務を行っていることが条件となります。
- 個人所得税の課税率が 25 パーセントの源泉課税率を下回る場合
- 資本所得税が通常よりも多く源泉課税されている場合
資本所得については原則的に実際の経費の控除は認められておらず、1.000 ユーロ(合算申告の場合は 2.000 ユーロ)の一律控除のみ可能ですが、源泉課税を行う銀行などにこの一律控除に関する申請を行っていない場合、控除が考慮されないまま課税が行われます。そのため、源泉で多く徴収された税金の還付を受けるためには、所得税確定申告で申告を行わなければなりません。
- 個人売買取引や資本資産取引で発生した損失を資本収入と相殺する場合
個人売買取引、もしくは資本資産取引で発生した損失については、同じく資本資産から発生した収入との

み相殺が可能です。相殺を行うには銀行や金融機関から発行される証明書を税務署へ提出しなければなりません。証明書は必ずしも自動的に発行されるわけではありませんので、もし届いていない場合には銀行や金融機関にお問い合わせください。

6. 社用車の私的利用における「経験則に基づく推定」の適用

従業員に社用車が私的利用も含めて貸与されている場合、原則として、賃金税の課税対象となるフリンジベネフィット（経済的利益）が発生します。このフリンジベネフィットは、社用車の新車価格の1%を月額で課税ベースとする、いわゆる「1%ルール」または走行記録簿（Fahrtenbuch）に基づく実費計算により評価されます。

フリンジベネフィットが認められるためには、実際に社用車が貸与されていることに加え、雇用主と従業員との間で私的利用を認める合意が存在することが前提となります。このような場合には、一般的な経験則に基づき、実際にも社用車が私的利用されているものと推定されます（「経験則に基づく推定（Anscheinsbeweis）」）。

一方、社用車が私的利用のために貸与されていたこと自体が認められない場合には、この推定は適用されず、他に十分な証拠がない限り、フリンジベネフィットは認められません。そのため、雇用主と従業員との間で社用車の私的利用を禁止する旨を定めている場合には、原則としてフリンジベネフィットは生じないものとされています。

これに対し、連邦財務裁判所は2025年12月17日の判決において、この「経験則に基づく推定」は、出資者兼代表取締役については異なる考え方が適用されることを明確にしました。

すなわち、出資者兼代表取締役が会社所有の社用車をいつでも利用できる立場にある場合には、一般的な経験則に照らして、実際にも私的利用が行われているものと推定されます。この推定は、私的利用を認める合意が存在しない場合だけでなく、書面で私的利用を禁止している場合であっても及ぶとされています。

会社側で当該社用車に関わる費用を損金算入している場合、その私的利用による利益は給与所得ではなく、隠れた利益配当（みなし配当）として課税されます。

このようなみなし配当としての課税を回避するためには、適正な走行記録簿を備え付けることや、社用車の私的利用を防止するための適切な社内管理体制を整備することが重要です。

7. 新たな「アクティブ年金（Aktivrente）」制度の適用

「アクティブ年金法（Aktivrentengesetz）」の施行により、2026年1月1日から、高齢者の就労を促進するための新たな給与所得の非課税制度が導入されました。

これにより、法定の年金受給開始年齢（Regelaltersgrenze）に達した後も雇用契約に基づいて就労を継続する年金受給年齢の被雇用者については、年間 24,000 ユーロまでの給与所得が非課税となります。これが「アクティブ年金」制度です。なお、年金受給開始年齢に達する時期が年の途中である場合や、その年を通じて雇用関係が継続していない場合には、非課税限度額は期間に応じて按分されます。また、いわゆるミニジョブの被雇用者は本制度の対象外です。

本制度の適用に当たっては、現在、雇用契約に基づく被雇用者として就労していることが要件となります。退職前の就業形態は問われないため、それまで自営業者や公務員であった者についても、原則として本制度の対象となります。

また、本制度は、老齢年金や、年齢要件への到達を理由として支給される所得税法第 19 条第 2 項第 2 文第 1 号に規定する退職給付を受給しているかどうかにかかわらず適用されます。ただし、当該給与について雇用主が年金保険料を負担していることが条件となります。なお、健康保険料および介護保険料については、雇用主・従業員双方に負担義務があります。

雇用主は、給与支払時の源泉徴収手続において、この非課税枠を反映することとされています。年初の時点で非課税枠を適用できなかった場合には、源泉徴収額を事後的に修正することが可能です。雇用主による修正ができない場合には、従業員本人が所得税確定申告において本制度の適用を申請することができます。

なお、必要経費の取扱いについては留意が必要です。非課税所得に関連する支出については、必要経費として控除することは認められません。

例:

ある従業員は、2025 年中にすでに法定の年金受給開始年齢に達しており、2026 年 1 月以降、月額 3,000 ユーロの給与を受給しています。このうち月額 2,000 ユーロは非課税とされるため、年間では 12,000 ユーロのみが課税対象の給与所得となります。

当該従業員には、2026 年中に業務用備品および通勤費として 3,000 ユーロの必要経費が発生しました。これらの必要経費は、非課税部分と課税部分のいずれか一方に明確に按分することができないため、課税対象となる給与所得と総給与所得の割合に応じて按分する必要があります。

$$\frac{12.000 \text{ ユーロ (課税対象給与)}}{36.000 \text{ ユーロ (総給与)}} = \frac{1}{3}$$

したがって、必要経費として控除できるのは 3,000 ユーロのうち 1/3 に相当する 1,000 ユーロとなります。ただし、本例では、当該金額が一律控除額 (Arbeitnehmer-Pauschbetrag) 1,230 ユーロを下回るため、実際には同控除額 1,230 ユーロが適用されます。



ご質問等ございましたら、下記の *Japan Desk* に御相談下さい。
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH

Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main
Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130
E-Mail: JapanDesk@wedding-partner.de
Web: <https://wedding-partner.de/japan-desk/>